

(様式第6号)

入札説明書等に関する回答書

令和 8年 1月 19日
福島県いわき建設事務所長
(福島県鮫川水系ダム管理事務所長)

入札公告日	令和7年12月10日
件 名	福島県高柴ダム発電所で発電する電力の売却
質 問 事 項	
【全般】	
1. オフサイト PPA 電源として、特定の需要家への供給用電源として活用してもよいでしょうか（事前に調整したうえで、プレス等を実施する際に、発電所名などを公表させていたく可能性があります。）。	
2. 福島県高柴ダム発電所で発電する電力の売却仕様書には、FIP 基準価格（見込）：23 円（税抜）という記載の一方で、入札説明書での最低落札価格 22 円/kWh としていることについて、何か意図があればご教示ください。	
3. 福島県高柴ダム発電所で発電する電力の売却仕様書には、FIP 基準価格（見込）：23 円（税抜）という記載となっていますが、何等かの理由により、FIP 基準価格が見込み額よりも下がった場合、当該下落分について、入札電力量料金単価からの減額協議は可能でしょうか。	
4. 仕様書における毎月の電力量料金の算定方法において、FIP 制度に基づく供給促進交付金相当額と系統連系受電サービス料金を控除すると記載されていますが、FIP 制度に基づく供給促進交付金相当額が遅れて交付されるため、どのように控除していく想定か確認させてください。また、系統連系受電サービス料金の具体的な算定、控除方法についてもご教示ください。	
5. FIP 認定を取得後の FIP 期間について、いつまでの期間を想定しているかご教示ください。	
6. 予定売却期間中に、長期間の発電所の停止があるかご教示ください。	
【契約書関係】	
7. 契約書案第2条第1項について、「書面」には電子メールに添付した PDF ファイルも認められるでしょうか。	
8. 契約書案第9条第5項に、電力量計交換等の費用は貴県負担とありますが、電力量計交換等に限らず、貴県起因の工事等により一般送配電事業者等から工事費負担金等の請求を受けた場合は、貴県の負担となる認識でよいでしょうか。	
9. 契約書案第10条の料金単価について、契約締結後、何らかの理由により、契約期間を通じて発電量が大幅に減少することが判明した場合等に、料金単価を再協議させていただくことは可能でしょうか。	

10. 契約書案第 12 条第 2 項について、弊社の非化石価値口座への口座移転の頻度・時期はどのようになるでしょうか。また、電力量認定申請について、弊社が行うよう変更することは検討可能でしょうか。

11. 契約条件の協議は可能でしょうか（以下例示）。

(1) 契約書案第 1 条第 7 項「甲が、法人又は組合の代表者名義をもって契約」は、「乙が」の誤記でしょうか。また同項末尾の「発注者」は「甲」の誤記でしょうか。

(2) 契約書案第 23 条の、乙が契約解除できる条件に、第 21 条第 1 項第 8 号と同内容の反社条項を追加してもよいでしょうか。

(3) 契約書案第 28 条による契約変更協議が可能となるケースに、非常災害に加え、「本契約に関連する法令、関連制度および約款等の改正があった場合等、本契約の契約条件を維持することが困難であると合理的に認められる場合」を加えることは可能でしょうか。

(4) 契約書案第 30 条の管轄裁判所について、「被告の所在地を管轄する裁判所」とすることは可能でしょうか。

(5) 本発電所に起因して第三者が損害等を被った場合、当該第三者からの苦情・損害賠償申立への対応や賠償または補償は、貴県の負担で行われる理解でよいでしょうか。また本内容を契約書に追加することは可能でしょうか。

【申合書関係】

12. 運用申合書については、別途双方で協議の理解ですが、現時点でご回答いただけますでしょうか。

(1) 申合書案第 3 条第 1 項の流通設備作業停止時の発電制約は、一般送配電事業者から小売電気事業者ではなく、貴県に通知されるのではないでしょうか。したがい、本項は甲から乙に連絡することとなるのではないでしょうか。

(2) 申合書案第 4 条第 3 項について、作業停止計画に変更が生じた場合、再度の連絡をいただくことはできませんでしょうか。変更の都度の連絡は難しい場合は、「当該月の開始から起算して、半月前まで」などと期限を決め、連絡いただくことは可能でしょうか。

(3) 申合書案第 4 条に第 4 項を追加し、仕様書の「5 発電計画」に記載されている日々の発電計画作成、通知を記載することは可能でしょうか。

(4) 申合書案第 6 条に関し、弊社側の用意する連絡先が備えるべき機能に指定はあるでしょうか。（必要な電話番号・メールアドレスの数、固定電話／携帯電話、FAX の要否、連絡可能時間帯など）

【仕様書関係】

13. 仕様書の「5 発電計画」に関して、以下の点をご教示ください。

(1) 通知期限は毎日 8 時までとのことです、前倒しのご相談は可能でしょうか。可能な場合、最速で何時までご相談可能でしょうか。

(2) 通知期限は毎日 8 時までとのことです、日々おおよそ決まった時間帯にご連絡をいただけるのでしょうか。場合によっては 4 時・5 時などかなり早い時間の通知となる可能性もあるでしょうか。

(3) 通知内容について、電力広域的運営推進機関への翌々日計画提出に向け、翌々日 0 時～24 時の 30 分毎の発電電力を通知いただくことは可能でしょうか。

(4) 添付ファイル破損等で発電計画の内容を確認できない場合、ご連絡すれば再送

のご対応をいただけますでしょうか。

(5) 電子メールで通知いただく際、送信元のメールアドレスは常に同一となりますでしょうか。別のアドレスから送信されることがある場合、ドメイン部分は同一となるでしょうか。また、メールの件名や本文の内容についてルールを定める（メールの件名は「送信日+発電計画」とする等（YYYYMMDD_発電計画））ことは可能でしょうか。

回 答 事 項

1. 買受人へ売却する電力について、特に供給先の指定はありません。また、協議のうえで、プレス等による公表は可能です。
2. 入札額に関する内容のため回答できません。
3. 電力量料金単価に影響を与える供給促進交付金等の制度変更があった場合は、単価の変更について協議することは可能です。
4. 毎月の電力量料金の算定は、交付額確定後に控除することを想定しています。また、系統連系受電サービス料金は一般送配電事業者での算定となり、その控除方法は協議にて決定したいと考えています。
5. 20年間を想定しています。
6. 仕様書「別紙3発電停止計画」を参照願います。
7. 通知等の内容によっては押印が必要となる場合も想定されることから、協議にて決定したいと考えています。
8. ご理解のとおりです。
9. 電力受給契約書（案）「第28条（契約内容の変更）第2項」の協議による場合を除き、発電量の減少に伴う料金単価の変更はできません。
10. 口座移転の頻度・時期及び電力量認定申請の変更については、協議にて決定したいと考えています。
11.
 - (1) ご理解のとおりです。なお、契約書（案）の訂正版を併せて掲載します。
 - (2) 甲は地方公共団体であるため、条項の追加は想定していません。
 - (3) 電力受給契約書（案）「第28条（契約内容の変更）第2項」により、協議対象に該当するかを判断することとします。
 - (4) 管轄裁判所は甲の所在地を管轄する裁判所となります。
 - (5) ご理解のとおりです。なお、当該発電所を管理する甲の責務であるため、契約書への追加は考えていません。ただし、第三者の損害等に伴う賠償又は補償がインバランスのペナルティである場合は、買受人の負担となります。
12.
 - (1)～(4)については、電力受給契約締結後、県及び小売電気事業者間にて申合せを行うものであるため、回答できません。
13.
 - (1) 仕様書記載のとおりであり、協議にて決定したいと考えています。
 - (2) 仕様書記載のとおりであり、協議にて決定したいと考えています。
 - (3) 仕様書記載のとおりであり、協議にて決定したいと考えています。
 - (4) 再送対応は可能です。

(5) 高柴ダムからの同一メールアドレスを想定しています。また、件名や本文内容の定型化等は協議にて決定したいと考えています。